

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 平成19年7月30日

【事業年度】 第56期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社四電工

【英訳名】 YONDENKO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 栗田 昂

【本店の所在の場所】 香川県高松市松島町1丁目11番22号

【電話番号】 高松（087）836-1111（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 上杉 哲人

【最寄りの連絡場所】 香川県高松市松島町1丁目11番22号

【電話番号】 高松（087）836-1111（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 上杉 哲人

【縦覧に供する場所】 株式会社四電工徳島支店
（徳島県徳島市中前川町5丁目1番地115）
株式会社四電工高知支店
（高知県高知市棧橋通5丁目1番57号）
株式会社四電工愛媛支店
（愛媛県松山市六軒家町1番13号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第56期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移
 - (1) 連結経営指標等

第2 事業の状況

- 7 財政状態及び経営成績の分析
 - (1) 財政状態

第4 提出会社の状況

- 6 コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 1 連結財務諸表等
 - (1) 連結財務諸表
注記事項
(一株当たり情報)

第6 提出会社の株式事務の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

(訂正前)

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高 (百万円)	62,273	63,315	67,069	70,507	71,125
略					
1株当たり純資産額 (円)	857.23	864.90	909.86	954.90	999.68
略					
従業員数 (人)	1,716	1,599	1,915	2,381	2,381

(注) 略

(訂正後)

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高 (百万円)	62,273	63,315	67,069	70,507	71,125
略					
1株当たり純資産額 (円)	857.23	864.90	909.86	954.90	998.41
略					
従業員数 (人)	1,716	1,599	1,915	2,381	2,381

(注) 略

第2【事業の状況】

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 財政状態

(訂正前)

〈資産〉 略

〈負債〉 略

〈純資産〉

純資産合計は、39,473百万円（同 1,640百万円増 少数株主持分を純資産へ組換後）となった。

主な要因は、当期純利益の確保や、保有する上場株式の株価上昇に伴うその他有価証券評価差額金の増加である。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の 55.7%から 53.7%となり、1株当たり純資産額は、前連結会計年度末の 954.90円から 999.68円となった。

(訂正後)

〈資産〉 略

〈負債〉 略

〈純資産〉

純資産合計は、39,473百万円（同 1,640百万円増 少数株主持分を純資産へ組換後）となった。

主な要因は、当期純利益の確保や、保有する上場株式の株価上昇に伴うその他有価証券評価差額金の増加である。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の 55.7%から 53.7%となり、1株当たり純資産額は、前連結会計年度末の 954.90円から 998.41円となった。

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

[コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況]

(1)～(4) 略

(訂正後)

[コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況]

(1)～(4) 略

(5) その他

①取締役の定数

当社の取締役は19名以内とする旨定款に定めている。

②取締役選任の株主総会決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は累積投票によらない旨定款に定めている。

③株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。

④自己の株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。これは、機動的な自己の株式の取得を可能にすることを目的とするものである。

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

注記事項

(1株当たり情報)

(訂正前)

	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1株当たり純資産額	954.90円	999.68円
1株当たり当期純利益金額	31.76円	27.47円
潜在株式調整後	潜在株式が存在しないため、	同 左
1株当たり当期純利益金額	記載していない。	

(注) 略

(訂正後)

	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1株当たり純資産額	954.90円	998.41円
1株当たり当期純利益金額	31.76円	27.47円
潜在株式調整後	潜在株式が存在しないため、	同 左
1株当たり当期純利益金額	記載していない。	

(注) 略

第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

事業年度	4月1日から3月31日まで
	略
株主に対する特典	なし

(訂正後)

事業年度	4月1日から3月31日まで
	略
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利